

平成二十年二月

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千八
年一月二十二日に作成された確認書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	確認書の成立経緯	一
(1)	背景	一
(2)	経緯	一
2	確認書締結の意義	一
3	確認書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	確認書の内容等	二
1	確認書の内容	二
2	この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の附属書の構成	二
三	確認書の実施のための国内措置	三
(参 考)		四

一 概説

1 確認書の成立経緯

(1) 背景

ウルグアイ・ラウンド交渉の過程において主要国の間で医薬品の関税撤廃についての交渉が行われ、我が国、アメリカ合衆国及び欧州共同体を含む二十二箇国は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「世界貿易機関協定」という。）が発効する日から特定の医薬品及びその中間原料（以下「医薬品等」という。）について関税を撤廃することとし、また、少なくとも三年に一回、この関税撤廃の対象産品の追加のための見直しを行うこととした。平成八年（千九百九十六年）に行われた一回目の見直し及び平成十年（千九百九十八年）に行われた二回目の見直しに続き、三回目の見直しの結果が平成十八年（二千六年）十一月にまとめられた。

(2) 経緯

我が国は、医薬品等の関税撤廃の対象産品の三回目の見直しに伴う我が国の譲許表の修正及び訂正案を世界貿易機関の事務局を通じて同機関のすべての加盟国に通報し、同案がすべての加盟国によって承認されたことにより、当該修正及び訂正が確定した。これを受け、本年一月二十二日に世界貿易機関の事務局は、当該修正及び訂正を附属するこの確認書を作成し、同日付けで我が国に対して発出した。

2 確認書締結の意義

この確認書は、世界貿易機関協定に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品等の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものである。我が国がこの確認書を締結することは、国際貿易を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 確認書の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表に従って譲許税率を適用することとなる。

4 早期国会承認が求められる理由

医薬品等の対象産品の見直しに伴う我が国の譲許表の修正及び訂正により、新たな医薬品等の輸入に係る関税が撤廃されることに伴い、我が国において医薬品がより安価に入手できるようになること及び医薬品を開発する際の研究材料費が削減されることが期待されるため、この確認書を早期に締結することが望ましい。

二 確認書の内容等

1 確認書の内容

この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、その概要は、次のとおりである。

(1) 本文

(イ) 我が国の譲許表の修正及び訂正は、昭和五十五年（千九百八十年）三月二十六日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。

(ロ) この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が世界貿易機関事務局長にあてた通告書に従って効力を生ずる。

(2) 第三十八表の日本国の譲許表の修正及び訂正

第三十八表の日本国の譲許表の附属書の主たる修正及び訂正内容は、次のとおりである。

(イ) 医薬品等の関税撤廃の対象産品の三回目の見直しによって追加される産品を掲げるために、第三十八表の日本国の譲許表の附属書中の付表ⅠC及び付表ⅣCの次にそれぞれ付表ⅠD及び付表ⅣDを加えること並びに付表ⅡAから付表ⅡCまでを付表Ⅱに改めることについて規定している。

(ロ) 三回目の見直しによって追加される主要な産品は、付表ⅠDに掲げるオセルタミビル、ペグインターフェロナルファアー二a等六百四十五品目及び付表ⅣDに掲げる一（二・三）ジクロロフェニル）ピペラジン等四百六十五品目である。

2 この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の附属書の構成

この確認書に附属する修正及び訂正を加えた我が国の譲許表の附属書の構成は、次のとおりである。

付表Ⅰ A 指定を受けた医薬の有効成分

付表Ⅰ B 指定を受けた医薬の有効成分（一回目の見直しによる追加）

付表Ⅰ C 指定を受けた医薬の有効成分（二回目の見直しによる追加）

付表Ⅰ D 指定を受けた医薬の有効成分（三回目の見直しによる追加）

付表Ⅱ I N Nを有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表すための接頭語及び接尾語（注）

付表Ⅲ I N Nを有する有効成分の塩、エステル又は水和物であって当該有効成分と同一の号に分類されていないもの

付表Ⅳ A 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品

付表Ⅳ B 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品（一回目の見直しによる追加）

付表Ⅳ C 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品（二回目の見直しによる追加）

付表Ⅳ D 完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品（三回目の見直しによる追加）

注 「I N N」とは、世界保健機関の「国際一般名称」をいう。

三 確認書の実施のための国内措置

この確認書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十年一月二十二日 ジュネーブにおいて作成
- 2 効力発生 我が国が国内手続の完了後に世界貿易機関事務局長にあてた通告書により効力を生ずる。